

SAJ 令和 2 第 492 号
令和元年 12 月 17 日

加盟団体各位

公益財団法人 全日本スキー連盟
専務理事 矢船保夫



2020/2021 シーズン登録料等の一部改正について（通知）

日頃よりスノースポーツの強化・普及にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記のことについて、令和元年 12 年 11 日に開催された本連盟理事会において、
2020/2021 シーズン登録料等の一部改正がありましたのでご通知いたします。
つきましては、貴連盟の関係者に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 FIS マスターズ競技者登録料徴収について

2019/2020 シーズンまでは無料としておりましたが、他の競技と同様に年次登録料を
5,000 円徴収いたします。登録締め切り後の期間外は 15,000 円となります。

これは、FIS 理事会によるマスターズ競技者からも他競技と同様に年次登録料を徴収する
との決定に沿ったものであり、また、競技者登録の事務作業については、他競技と変わらず
同じ処理を行っていることから徴収させていただくことになりました。

2 国際大会参加許可申請手数料について

海外の FIS 公認競技大会等に参加する競技者、また本連盟としてナショナルエントリー
をする大会数が年々増加しており、それに伴う事務作業が著しく増加していることから、
国際大会参加許可申請手数料を 3,000 円/年で徴収することとなりました。

3 同封書類

各種公認・登録料金一覧表

* 本連盟年度では、8 月 1 日からの適用となりますが、2020/2021 シーズンから運用
開始となります。

以上